



定期刊行 毎月10日  
1部 8円  
発行人 村上智志  
編集責任 情宣 部  
〒981-8545  
仙台市青葉区柏木一丁目2-45  
宮城県教職員組合  
電話 (234) 0141, 4161  
FAX (274) 2130  
E-mail miyakycoso@mtu.or.jp

号  
外

分会長・校長様 至急回覧を！  
子どもの介護休暇・マイナンバー情報  
2015年12月17日 宮教組

# 子の看護休暇が 拡大！



県人事委員会事務局より三者共闘（宮教組・高教組・県職組）に対し、休暇等に関する規則の改正の説明がありました。

組合の長年の要求の結果です。（施行予定 平成 28 年 1 月 1 日）

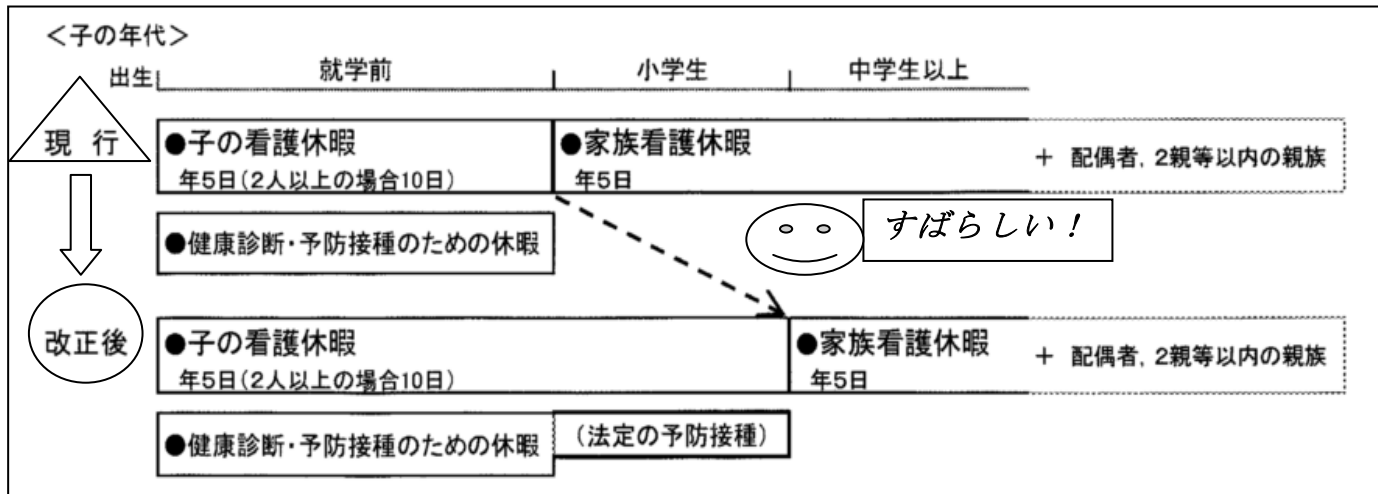
## （1）看護等の対象範囲の変更（拡大）

- 1、健康診断・予防接種のための休暇
- 2、子の看護休暇の対象

小学校就学前から中学校就学前に

## （2）家族看護休暇の取得要件の変更

医師の診断を必須としていた家族看護休暇の取得要件を緩和し、取得にあたり「当該職員以外に看護を行う者がいないとき」との要件のみに変更。



県教委

## マイナンバーについて質す

県は、「個人番号の提供と利用について」という通知を学校に下ろしました。現場から「個人情報の保全という観点からコピーの添付は不要ではないか。」また「ナンバーの提供が困難（未受領・紛失・拒否等）の場合にどうするのか？」という問い合わせがあり、県教委の教職員課・会計課に質しました。\*困った時には、組合までご連絡下さい。

県：「写しの添付は法的な義務ではないので、省略可能。その場合、申告書余白に原本確認済みである旨記載する等の処理が必要と考える。」

県：「番号提出拒否の場合には、理由の如何に関わらず担当者が経緯を記録して保管することが必要。」